

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年3月31日
【会社名】	株式会社INPEX
【英訳名】	INPEX CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上田 隆之
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂五丁目3番1号
【電話番号】	03-5572-0750
【事務連絡者氏名】	広報・IRユニットジェネラルマネージャー 脇田 嘉博
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂五丁目3番1号
【電話番号】	03-5572-0750
【事務連絡者氏名】	広報・IRユニットジェネラルマネージャー 脇田 嘉博
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2025年3月28日開催の当社第19回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年3月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

普通株式1株につき 金43円

甲種類株式1株につき 金17,200円

なお、当社は、2013年10月1日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を実施しておりますが、甲種類株式につきましては、株式分割を実施しておりません。これに伴い、甲種類株式の期末配当の額は株式分割実施前の普通株式と同等になるよう、当社定款の定めに基づき、普通株式の期末配当の額に400を乗じて算出される額としております。

第2号議案 取締役10名選任の件

上田隆之、藤井洋、大川人史、山田大介、滝本俊明、

柳井準、飯尾紀直、西村篤子、森本英香及びブルース・ミラーを取締役に選任するものであります。

第3号議案 取締役報酬額改定の件

取締役の報酬を、賞与含めて年額10億円以内（うち社外取締役に対して年額2億円以内）に改定するものであります。

第4号議案 取締役及び執行役員に対する株式報酬制度改定の件

取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）及び執行役員（国内非居住者を除く。）（以下併せて「取締役等」という。）を対象とする株式報酬制度に係る内容を一部改定の上継続するものであり、本改定により、2025年12月末日で終了する事業年度から2027年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度を対象期間として設定する信託に対し、取締役等への報酬として、改定前残存株式等の額との合計で13.8億円を上限とする金員を拠出し、当該信託を通じて、取締役等に役位及び業績等に応じた当社株式等の交付等を行うものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	9,088,219	65,009	1,034	(注) 1	可決 (98.97%)
第2号議案					
上田 隆之	8,641,090	504,156	9,009		可決 (94.10%)
藤井 洋	9,098,035	55,194	1,037		可決 (99.08%)
大川 人史	9,089,577	63,653	1,037		可決 (98.98%)
山田 大介	9,087,270	65,960	1,037		可決 (98.96%)
滝本 俊明	9,089,983	63,109	1,175	(注) 2	可決 (98.99%)
柳井 準	9,088,322	64,769	1,175		可決 (98.97%)
飯尾 紀直	9,089,951	63,141	1,175		可決 (98.99%)
西村 篤子	9,062,782	90,310	1,175		可決 (98.69%)
森本 英香	9,089,128	64,102	1,037		可決 (98.98%)
ブルース・ミラー	9,123,813	29,418	1,037		可決 (99.36%)
第3号議案 取締役報酬額改定の件	9,103,583	44,796	5,939	(注) 1	可決 (99.14%)
第4号議案 取締役及び執行役員に対する 株式報酬制度改定の件	9,099,402	53,734	1,175	(注) 1	可決 (99.09%)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上